

## 利根町教育委員会定例会会議録

平成 29 年 12 月 22 日 午後 4 時 00 分開会

### 1. 出席委員

教 育 長	杉 山 英 彦 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	木 村 矩 男 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	村 上 盛 一 君

### 1. 欠席委員

な し

### 1. 出席事務局職員

学校教育課長	寺 田 寛 君
指導室長	直 井 由 貴 君
生涯学習課長	野 田 文 雄 君
学校教育課長補佐	大 越 克 典 君
学校教育課係長	布 袋 哲 朗 君

### 1. 議 事 日 程

#### 議 事 日 程

平成 29 年 12 月 22 日 (金曜日)

午後 4 時 00 分開会

- 日程第 1 報告第 26 号 教育長に委任された事務の管理及び執行状況等について  
報告第 27 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について (平成 29 年 11 月分)
- 日程第 2 議案第 22 号 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱の制定について  
議案第 23 号 利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止する訓令について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 26 号 教育長に委任された事務の管理及び執行状況等について

報告第 27 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（平成 29 年 11 月分）

日程第 2 議案第 22 号 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱の制定について

議案第 23 号 利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止する訓令について

日程第 3 その他

---

午後 4 時 00 分開会

○教育長（杉山英彦君） ただいまより、平成 29 年 12 月の教育委員会定例会を開催いたします。

きょうご審議いただく議案は、報告 2 件、議案 2 件の計 4 件でございます。

---

○教育長（杉山英彦君） 日程第 1 報告第 26 号 教育長に委任された事務の管理及び執行状況等についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、報告第 26 号 教育長に委任された事務の管理及び執行状況等についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により 4 月から 10 月までの執行状況について報告するものです。

別紙 1 をご覧ください。

表の上から 4 項目までは工事関係になります。1 番目が、文小学校バリアフリー改修工事でございます。校舎と体育館とを行き来する通路がありますが、その通路は数段の階段になっておりまして段差があることにより、車椅子での移動ができないことから、車椅子でもスムーズに移動ができるよう改修を行うものでございます。

工期につきましては、1 月 11 日完成を予定しておりますが、学校行事の関係により延長する予定であります。

次に、2 番目ですが、文小学校管理教室棟及び給食室屋上改修工事につきましては、校舎の陸屋根部分の一部、防水層が劣化していることから塗布防水を実施したものです。

次の文間小学校屋上防水改修工事につきましても、同じく屋上の陸屋根部分の防水層が劣化していることから、こちらはシート防水を行ったものです。この 2 件の工事につきましては、既に完了をしております。

次、4 番目ですが、利根中学校テニスコートフェンス改修工事につきましては、テニスコートのネットフェンスが経年劣化により穴等があいてしまっていることから、ネットの張

り替えを実施したものでございます。こちらの工事につきましても、同様に完了をしております。

次に、区域外就学事務についてご説明いたします。

区域外就学事務の協議につきましては、1件目の文間小学校は、児童が町外に転出いたしました。自宅に帰宅後に保護・監督者が不在のため、住所地の教育委員会と協議をした結果、文間小学校への通学を承認したものでございます。

次の利根中学校は、生徒が同じく町外に転出いたしました。年度途中の転居のため、住所地の教育委員会と協議をした結果、利根中学校への通学を承認したものでございます。

次に、区域外就学事務の同意につきましては、3ページから4ページにまたがりませんが、利根町に転入いたしました。学年途中のためや、帰宅後に保護・監督者が不在により従前校への通学を希望する児童が6名ございまして、協議をした結果、区域外就学に同意をいたしました。

4ページをお願いします。

次に、指定校変更ですけれども、帰宅後に保護・監督者が不在のため、文小学校から文間小学校に指定校変更を2名承認しております。

次の就学援助事務につきましては、要保護児童1名につきましては、修学旅行費と医療費の援助を行いました。準要保護につきましては、小学校児童23名、中学校生徒23名に援助を行いました。

次に、生涯学習センター事業ですが、生涯学習センター講座事業の実施状況としましては、5ページの別紙2にありますように、成人対象講座については、3講座、小学生対象講座については7講座を実施いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

公民館事業の公民館講座事業実施状況としまして、別紙3のとおり11講座を実施しております。文化芸術事業としましては、「第33回利根町文化祭」を11月3日(金)、4日(土)に開催しております。また、「2017秋のコンサート」角田健一ビックバンドを11月18日(土)に開催しております。

次の7ページをご覧ください。

家庭教育セミナー事業実施状況としましては、一般セミナー実施状況は、全9回のうち5回実施しており、また、出前セミナー実施状況は、各小学校1回開催しております。

最後に、8ページをご覧ください。

図書館事業につきましては、貸出冊数は約7万7,000冊、貸出人数は約1万9,000人、また、絵本の配布と読み聞かせの「ブックスタート事業」など全部で5つの事業を実施しております。

説明は以上でございます。

○教育長(杉山英彦君) 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（村上盛一君） 文小学校のバリアフリーの改修工事は、これは特別支援の子供たちのことを意識しての改修ですか。階段を上げるのに子供も成長してかなり重い、ずっと卒業まで1階だったらいいんですけど、多分2階とか、3階とかに特別教室がありますけれども、その対応ですか。

○学校教育課長（寺田 寛君） はい、その一環でございます。

現在、車椅子の児童が1名、1年生にございまして、現在は1階で勉強、生活をしておりまして、当然行事とか体育等で体育館に移動しますので、現在は支援員さんが支援をして移動させているんですけども、今言いましたように、車椅子ですと階段の移動が非常に困難ということで、そのバリアフリー、スロープを設置しまして、スムーズに移動できるようにするものでございます。

○委員（村上盛一君） 階段を、スロープに沿って押して上げていくような感じですか。

○学校教育課長（寺田 寛君） 普通の子供たちは階段を使えるんですけども、脇にスロープをつくりまして、スロープを車椅子が通るようになります。それができればある程度スムーズに移動ができるのかなと考えております。

○委員（村上盛一君） そのスロープを上げたり下げたりするのは、支援員さんが個別につき切りの状態の中でやっていくような形ですね。

○学校教育課長（寺田 寛君） 当然、周りを確認したりとか、車椅子を押ししたりとかするしかないんで、それは必要なんですけれども、ただ階段ですと、要するに持ち上げなくては移動ができませんので、それをしなくて済むように改修するものです。

○委員（村上盛一君） 以前、文小学校に行ったときにエレベーターがないなと思って、特別支援の子供たちが非常に多くなってきたので、そういう子供たちに対応していくために、押していくとか、下げていくと、事故があつては大変なことなので、エレベーターとかは費用も非常にかかる問題ではあると思うんですけども、そういったものは検討されているのか、それともやるつもりはないのか、どうなのかなと思って。

○学校教育課長（寺田 寛君） 検討はしております。

今、言いましたように、車椅子の子が入学しておりますので、現在、2階、3階は行かないで1階で生活はできているんですけども、いずれ学年が上るに従って家庭科室とか図書室とか音楽室とかの特別教室が2階以上にありますので、こちらを使っていくようになると思うんですけども、本来であればエレベーターを設置して移動するのが一番スムーズなんですけど、ただ、エレベーターを設置すると五、六千万円ぐらいの費用はかかると思います。ある程度補助はもらえるにしても、結構な費用がかかります。それから、今度立ち上げます適正配置等調査検討委員会のほうで、今後、少子化に伴ってどういうふうに学区をしていくのかというのがありますし、その辺の絡みを見据えながらどういうふうにしていくかを今後検討していきたいと考えております。

○委員（村上盛一君） よく学年が上がっていくに従って、本来なら、2階とか3階とかに教室が変わるべき子供を、体の具合とか、そういうことに配慮して、ずっと1階で生活を

その子のために強いてしまうということがあるんですよ。

それは決していいことではなくて、やっぱり周りの子供たちは、もちろんそういうことだからということで理解はさせなきゃいけないんだけど、子供たちの自然の姿としては、学年が上るに従って教室も変わっていくというのは本来の姿ですから、エレベーターがあればそんなこともないということ言えば、階段にバリアフリーとか、そういったものができれば、問題なく対応できるということですね。ずっと同じ階にとどめるというのは非常に不幸なことなので、そこをちょっと確認したかったものですから。

○学校教育課長（寺田 寛君） 体育館へ行く階段の移動につきましては、スロープで対応します。

あと、今後、2階、3階への移動につきましては、また別な方法を考えていきたいと思えます。

○委員（村上盛一君） 教室も固定するという事はないってことですね。

○学校教育課長（寺田 寛君） 今言いましたように、教育的な配慮が必要ですので、やはり移動しないというわけにはいかないの、ほかの子もいますので、移動がスムーズにできるように配慮していかなければならないとは考えています。

○委員（村上盛一君） わかりました。

○教育長（杉山英彦君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告第26号 教育長に委任された事務の管理及び執行状況等については、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、報告第27号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（平成29年11月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、報告第27号 利根町教育委員会後援名義の使用承認の平成29年11月分についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、2件の申請があり承認いたしました。

1ページおめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

まず1件目ですが、一般財団法人 UNITED・SPORTS・FOUNDATION が、平成30年2月10日（土）から12日（月）までの2泊3日で流通経済大学龍ヶ崎キャンパスにおいて「USF SPORTS CAMP IN RKU」を開催いたします。

事業の趣旨は、トップアスリートからの直接指導のもと、小学生がさまざまなスポーツを体験し、スポーツの楽しさを再発見するとともに、オリンピック・パラリンピック種目に触れることで、新たな発見や関心を見つけ出す機会を提供し、世代や国籍の異なるスタッフとの共同生活やアクティビティを通して、ソーシャルスキルの向上やグローバルな人

間性を育むことを目的に開催するものでございます。

次に2件目ですが、ひたち野モラロジー事務所が、平成30年2月4日(日)に、牛久市中央生涯学習センター1階大講座室において、「モラロジー生涯学習セミナー」を開催いたします。

内容は、家庭を初め社会のさまざまな問題の一因となっている人間の利己心を、正しい知恵と慈愛の心を育むことによって克服し、豊かな人生と、社会の道德化を目指すことを目的に開催するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長(杉山英彦君) 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員(佐藤忠信君) このUSF SPORTS CAMP IN RKUは、スポーツ庁や茨城県教育委員会も後援されているということで、何かそういう生涯学習課あたりに案内みたいなものが来るのでしょうか。

○学校教育課長(寺田 寛君) 案内は来ているとは思いますが。

○委員(佐藤忠信君) それを見て子供たちが、興味ある子は参加するということですか。

○学校教育課長(寺田 寛君) 参加費がちなみに1万5,000円、小学校3年生から6年生が対象で、予定としまして60名を最大で予定しているということになっております。

○教育長(杉山英彦君) ほかに何かありますか。

○委員(木村矩男君) 1番目のひたち野モラロジー事務所というのは、こういった活動をしているんですか。

○委員(佐藤忠信君) 柏にモラロジー研究所っていう公益財団がありまして、廣池学園が、そういうモラルを重んじたような研修会とか、あと海外にもこういう支部があって、それで研修会を開くといった活動をしているようです。

○学校教育課長(寺田 寛君) 公益財団法人になっておりまして、内容を見ますと、倫理道德の研究と、心の生涯学習を推進する社会教育団体です。大正15年に法学博士廣池千九郎さんが設立して以来、一貫して人間性・道德性を育てる研究事業、社会教育活動事業、出版活動助成事業を展開し、モラロジーでは三つの心を育てますということで、1として「感謝の心」、2として「思いやりの心」、3として「自立の心」、こういうもとに活動されているという団体でございます。

この団体の下部組織と言いますか、ひたち野モラロジー事務所がありまして、つくば地区が二つ、牛久地区、土浦地区、竜ヶ崎地区、取手地区と六つの地区に分かれておられて活動しているということになっております。

○委員(村上盛一君) 茨城では、毎年、県西地区、県北地区、鹿行地区、県南地区の順番に持ち回りで研究発表会があるんです。9月に県西教育事務所管内で研究発表が行われたんですが、僕も自主的に参加させてもらったんですけども、県の教育委員会が後援になって、非常に大々的で、県の教育長が来て、まず挨拶して、県西教育事務所の所長、そ

れから、その下の学校教育課とか指導主事とか、それぞれの教育委員会の教育長さんが来て話をし、教育委員会が中心になって一般教職員を動かして、五つなり六つの分科会に分かれて、現場の職員が研究発表をしていました。

それについて、さらに道德についての指導できる方が指導助言となって分科会でディスカッションを行ったり、もちろん全員集めて講演も行われます。

指導室長には資料をお渡ししたんですけれども、麗澤大学の教授や学生を教えている現場の先生が、今、問題になっている道德の教科はどういうふうにすべきだということを、今までの10年、15年、20年の実践をもとにして話をしてくれたり、あるいは道德というのは、国のほうで方針が立てられているけれども、実際に何が変わってどうしなきゃいけないのかという、そういう話をしてくれたりとか、名前からするとちょっと偏りがあるような感じなんですけれども、大勢の教職員が、それぞれ分科会で集まって熱心に、県西教育事務局長の教職員が、教育委員会の指導に基づいて協力しながらやっているというところは、やっぱりすごいなと思いました。

来年は、県南地区なんです。私が現職のときに、やはり取手市であったんですが、そのときに会場の設営から何かから手伝ったんです。このときも県の教育長が来て、それはそれは中身も非常に充実した内容だったので、現場の教職員には、こういう機会があったら、ぜひ多くの人に参加してもらえればいいかなと思います。

取手市では、道德の評価について、今、評価がいろいろ問題になっているんですけれども、それについてきちっとお話をされるようなことも計画されているみたいですから、ぜひ利根町の先生方にも勉強してもらえればと思います。

私、一応会員にはなっているんです。末席を汚して、ほとんどの研修会なかなか出られないんですけど、年2回から3回は出ているんですよ。

○教育長（杉山英彦君） では、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、報告第27号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について(平成29年11月分)は、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第2 議案第22号 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第22号 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱についてご説明いたします。

議案を1ページ開いてください。

提案理由にもございますように、平成29年11月22日の利根町総合教育会議において、「将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等について」の協議が調い、小中学校の教育環境を整備し教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置及び小中

一貫教育に関する事項を調査、検討する教育委員会の附属機関に準ずる機関として、検討委員会を設置したいので提案するものであります。

続きまして、要綱の内容について、ご説明いたします。

1 ページに戻っていただきまして、まず、第 1 条では設置について規定してあります。小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育に関し調査、検討するため、利根町小中学校適正配置等調査検討委員会を設置するものです。

第 2 条では所掌事務でございまして、第 1 号及び第 2 号で小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針、具体的な方策について調査、検討し、教育委員会に報告または意見を具申するとしております。

第 3 条では組織でございまして、検討委員会の委員につきましては、学識経験者、学校長、保護者などの中から 10 人以内で組織するとしております。

第 4 条では任期でございまして、委嘱した日から教育委員会に報告書を提出した日までとしております。

第 5 条につきましては、会長と副会長に関すること、第 6 条につきましては、会議に関すること、第 7 条の検討委員会の庶務につきましては、学校教育課で行うことを規定してあります。

第 8 条につきましては、委任に関することを規定してあります。

最後に附則におきまして、この要綱は平成 30 年 1 月 1 日から施行すると定めております。

説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

これは総合教育会議のときにも提出させていただいたものかなと思うんですけども、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員（村上盛一君） これは、この前の総合教育会議でもう認められて、あそこで話は落ち着いていますよね。

○学校教育課長（寺田 寛君） それとは違いまして、今回はこれ要綱の制定していいかという議案になりますので、これで皆さんにご承知いただければ制定するといった議案です。

○委員（村上盛一君） 内容についてということですね。前回は設置するかどうか、今回は要綱の内容ということですね。

○教育長（杉山英彦君） 総合教育会議、教育委員会のほうで承認もらえないと動き出せないのです。

○委員（村上盛一君） この小中学校の学校長というのは、お一人、校長会長ですか。

○学校教育課長（寺田 寛君） いや、今のところ小学校から 1 名、中学校から 1 名を考えています。

○委員（佐藤忠信君） 第 3 条第 2 項第 3 号の小中学校の児童または生徒の保護者とありますが、児童及び生徒にして中学校、小学校 1 名ずつ入るような気がするんですけども、



またはにしたというのは、特にこだわりなく選べるということですか。

○学校教育課長（寺田 寛君） 小学校は児童ですし、中学校は生徒ということで、児童または生徒の保護者ということで、基本的には各小中学校の保護者ということで、今回は4名ぐらい想定しております。

○委員（佐藤忠信君） この第8条委任のところで、この要綱に定めるもののほか、何か制定されるものってあるんですか。特に今のところはないんですか。

○学校教育課長（寺田 寛君） 今のところはまだ考えていません。何かあれば検討委員会に諮って定められるということで規定しております。

○委員（村上盛一君） 検討委員会の会議の中身というのは、毎回開示をしてやっていくという形にするんですか、それとも非公開という形で行うんですか。

○学校教育係長（布袋哲朗君） 会議自体は非公開がいいのかなと思っています。全ての会議が終わった後に、教育委員会のほうに答申を出すわけなんですけれども、そのときには、全てホームページのほうでも公開したほうがいいのかなどは考えています。

その途中、途中開示をして、その検討委員会に何か悪影響を及ぼす可能性もあるので、全てのことが終わってからがいいかなとは思っているんですが、ただ、その検討委員会の委員の方に聞いて決定したいとは思っております。

○委員（村上盛一君） 毎回毎回ではちょっと会議の内容がね、中身にもよるので、そこはちょっと慎重に考えていかなきゃいけないことになりますね。

○学校教育係長（布袋哲朗君） 答申が出まして、その後、教育委員会のほうで教育委員さんの考えも含めて町の方針を決めるわけなんですけれども、そのときには、その検討委員会のほうの会議の内容をパブリックコメントで公開するほうがいいのかなどは思っています。

○委員（村上盛一君） 検討中ということですね。

○学校教育課長（布袋哲朗君） そうですね。

もし公開するとしても、資料までは公開するとか、そのぐらいまではできるのかなと思うんですけれども、議事録とかについては、ちょっと検討したいと思います。

○委員（村上盛一君） 内容の項目についてだけ。

○学校教育課長（布袋哲朗君） そうですね。こういう資料を出して検討していますよというのだけは出せるのかなと思うんですけれども。

○委員（村上盛一君） やっぱり検討委員会で話をしながら、当然考えも変わってくるでしょうし、揺れ動いていくものですから、その場1回1回の会議で結論出すわけではないので、そこはやっぱり慎重にしていかないと、ちょっと発言しにくいという感じになってしまって、実のある検討委員会にならなくなる可能性もありますよね。だからと言って、またふたをしてしまって、何やっているのかわからないでは、これは無計画に何をしているんだということになってしまうので、内容、項目ぐらいは、こういう内容についてという、その計画的に7回なら7回の話し合いを、項目についてはきちっと公開しないと、い

ろいろな憶測を呼ぶし、誤解されては困りますよね。

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第 22 号 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第 23 号 利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止する訓令についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第 23 号 利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止する訓令についてご説明いたします。

これは、ただいま議案第 22 号でご承認をいただきました利根町小中学校適正配置等調査検討委員会が設置されましたので、従前の利根町立小学校適正配置検討委員会の規程を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 何かご意見、ご質問はございますか。

○委員（佐藤忠信君） これは前の統合のときのものだと思うんですが、あのとき、中学校もたしか統合されていたと思うんですが、それは特に廃止しなくていいんですか。

○学校教育係長（布袋哲朗君） 中学校のほうは、当時、保護者のほうから働きかけがありまして、この適正配置みたいな要綱はなかったんです。ただ統合は決まったので、いきなり統合委員会が設立されて統合したので、中学校はないんです。

それが終わった後に小学校もということで、この規程をつかって動いていったような形になります。

○委員（佐藤忠信君） そうだったんですか。統合以降、ずっとこういう規程があったんだけど、余り意味なかったんですね。

例えば、この規程は 5 年たったら、もう取りやめるとか、そういう規定は特にないんですか。

○学校教育係長（布袋哲朗君） 今回の規程には、ないんです。附則で平成何年をもって廃止するとかというのが中にはあるんですけども、今回の規程にはないので残っているもので、廃止するということです。

○委員（佐藤忠信君） その適正配置等調査検討委員会が終わった後、小中学校の配置が決まってしまった後は、これは全く使わない要綱なんですか、それとも何かあったときに、この要綱によって委員会を立ち上げるんですか。

○学校教育係長（布袋哲朗君） 例えばなんですけど、小中一貫校に全てなってしまうと、もしかしたら要らないのかもしれないですけども、小中分離だったりとか、2 校統合とかで残っていくのであれば、廃止せずこのまま残しておいて、また次の段階になったときに、

また同じように検討することもできると思います。その辺は結果を見てからという形になってくると思います。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか、新しい要綱が制定されるに当たって前の規程が廃止されるということです。

それでは議案第 23 号 利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止する訓令については、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第 3 その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○教育長（杉山英彦君） なければ、平成 29 年 12 月の教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 40 分閉会